

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

「税務局長

別表第一知事部局の部中「税務局長」を スポーツ局長 に改め、「スポー

地域包括ケア局長」

ツ局長」、「地域包括ケア局長」、「環境管理事務所長（西部）」及び「総合リハビ

リテーションセンター事務局長」を削り、「川口」を「南部」に、「春日部、鴻巣」

を「鴻巣」に、「農業技術研究センター所長」を 「農業技術研究センター所長

家畜保健衛生所長（中央）」

に、「総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 「総合調整幹（人事委員

行政監察幹

を 政策幹

行政監察幹

会が定めるものに限る。）

に、「感染症対策幹」を 「感染症対策幹 に、「発達障

次世代産業幹」

」

「発達障害総合支援センター副所長

害総合支援センター副所長」を

総合リハビリテーションセンター事務局長」

に改め、「総合リハビリテーションセンター事務局副局長」を削り、「営繕工事事

「調整幹

「調整幹

を 企画幹

務所長」を「営繕・公園事務所長」に、

主席県民相談員」

に、

「産業技術総合センター北部研究所技術・事業化支援室長」を「産業技術総合セン

ター北部研究所副所長」に、「農業技術研究センター部長」を

「農業技術研究セン 病虫害防除所副所

ター部長

長 に改め、「水産研究所副所長」を削り、「営繕工事事務所副所長」を

「営繕・公園事務所副所長」に改め、同表教育委員会事務局の部中「教育指導幹」

を 「教育指導幹
地域教育幹」 に改め、同表警察本部の部中「環境犯罪対策室長」を「生活経済
捜査室長」に改め、「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ
備対策室長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。